info 01

本格的な降雪期の前に、雪対策を万全にして冬を迎えましょう

雪下ろし作業は安全に

▽ヘルメット・命綱・安全帯（フルハーネス型をおすすめします）・滑りにくい靴を着用しましょう。
▽2人以上で声をかけ合いながら作業し、1人で作業をするときは、あらかじめ家族や隣近所に声をかけましょう。
▽はしごをしっかりと固定し、除雪道具は持って上らずロープで引き上げるなどしましょう。
▽事故に備えて携帯電話を持ちましょう。

冬期の災害に備えて

▽積雪や雪囲いなどで非常口が限定されるときは、日頃からこまめに除雪を行い非常口を確保しましょう。
▽停電時などの防寒対策として、カイロやカセットコンロ、石油ストーブなどを準備しましょう。
▽孤立集落への救助には、積雪や雪崩、家屋倒壊による道路寸断などで時間がかかることが予測されますので、救助が来るまでは住民同士で助け合いましょう。

除雪機による事故に注意

▽安全装置が正しく作動しない状態では絶対に使用しないでください。
▽雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部（オーガ・ブロア）が完全に止まってから作業しましょう。
▽除雪機を使用するときは、周囲に人がいないことを確認し、人を絶対近づけないようにしましょう。
▽後退するときは、足元や周囲に障害物がないか注意しましょう。
▽エンジンをかけたまま除雪機から離れないようにしましょう。

問 総務課総合防災室（☎55-8250）

流雪溝利用についての注意点

流雪溝が設置されている地域の方は、トラブルを未然に防ぐために次の点にご注意ください。
▽流雪溝を溢水（いっすい）させないよう次のルールを守りましょう。
・時間外および時間内でも水が流れていないときは投雪しない
・大きな雪の塊や氷は小さく砕いて入れる
▽誤って落下しないように投雪口（グレーチング）を使用しないときは必ず蓋を閉めましょう。

問 建設課維持班（☎55-8268）

円滑な除雪作業のために

円滑な除雪作業を実施するために、各家庭や地域で次のことにご協力ください。特に市街地の雪押し場の確保に苦慮しています。
▽路上駐車は絶対にやめましょう。
▽玄関先などにたまった雪を、道路や歩道に出さないようにしましょう。
▽雪囲いや日よけなどは、道路や側溝の上にはみ出さないようにしましょう。
▽道路にはみ出している庭木や果樹などの枝は、除雪作業に支障がないよう剪定しましょう。
▽高齢者だけの世帯の玄関先にたまった雪は、地域の皆さんで助け合って除雪しましょう。

── 除雪が遅れる場合があります ──

交通確保のため、早朝から除雪作業を行いますが、次のような場合には作業が遅れたり中断したりすることがあります。
▽降雪量が多く、幹線道路などを優先的に除雪するとき
▽除雪車両に故障などの事故が発生したとき
▽午前3時以降に雪が降り始めたとき

問 建設課維持班（☎55-8268）

油の流出事故にご注意ください

ホームタンクから灯油を小分けする時の不注意や、除雪中に誤って配管を破損してしまうことによる灯油の流出など、寒い時期になると油の流出事故が多発します。
油は水路に流れてしまうと広範囲に拡散し、回収に多くの時間と労力がかかります。
その回収や処理には多額の費用がかかる場合があり、故意でなくとも、その費用は自己負担となります。
また、流出した油が河川まで流れてしまうと、動植物の生態系や下流の上水道に影響を及ぼします。その際の費用は事故を起こした原因者の負担となり、被害者から高額の請求をされる場合もあります。絶対に油漏れを発生させないように注意しましょう。

◆ 油流出事故を防ぐための心掛け ◆

▷ホームタンクなどから灯油を小分けするときは絶対にその場を離れないようにしましょう。
▷暖房機具使用前に配管やホームタンクの定期点検を実施し、送油管周りを雪囲いするなどして、配管の破損防止に努めましょう。
▷屋根からの落雪や雪下ろしで、給油管の破損やホースの脱落を起こさないように注意しましょう。

油類を流出させてしまった場合や油漏れを発見した場合は、直ちに市や消防署などへ連絡をしてください。

問 環境共生課環境対策班（☎55-8069）

小型除雪機を貸し出します

■対象団体	町内会や自治会など
■除雪機の種類	ハンドガイド式小型除雪機（2台）
■貸出期間	2週間以内（12月22日㈪～令和8年3月19日㈭）
■申込期間	随時受け付け（作業計画書の提出が必要です）
■機械の運搬	借り受ける団体が行うこと（軽トラックに積載可能）
■貸付料	無料（燃料代は借り受ける団体が負担）

問 建設課管理用地班（☎73-2155）

雪は市が指定する雪捨て場に

屋根や宅地内の雪を処理する場合は、市が指定する雪捨て場に捨ててください。

■利用時間　午前8時～午後5時
（準備が整い次第受け入れを開始）

※許容量を超えた雪捨て場は、閉鎖する場合があります。

問 建設課維持班（☎55-8268）

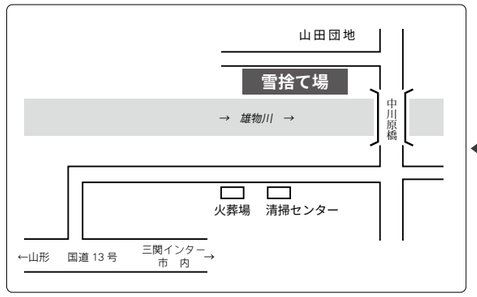

雪捨て場① 湯沢地域

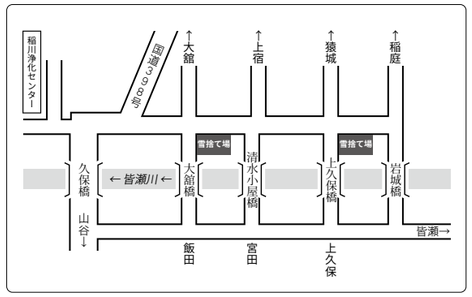

雪捨て場② 稲川地域

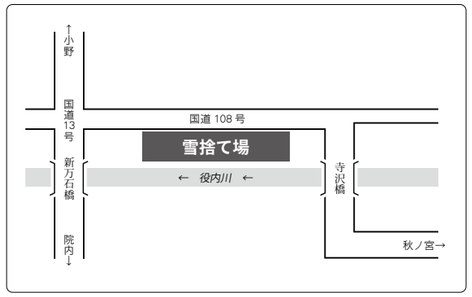

雪捨て場③ 雄勝地域

耳より情報　市の情報をテレビでチェック！「湯沢市テレビ回覧板」…秋田朝日放送（5チャンネル）を選局→リモコンのdボタンを押す→「湯沢市テレビ回覧板」を選択
紙面上の表記について　広報ゆざわでは、「市民」は「市内に住民登録があり、市内に在住している方」を指します。